



● 霊気満山 高尾山

～ 高尾山薬王院 貫首 佐藤 秀仁 僧正 へのインタビュー ～ …2

● 公益通報者保護法とは？

弁護士：真 野 文 恵 …8

● 従業員が発明した新製品、その権利は 誰のもの？ ～ 職務発明 ～

弁護士：中 島 麻 子 …10

● ご挨拶

弁護士：鶴 田 彬 光 …12

● ご挨拶

弁護士：和 田 邦 政 …14

◆ ご挨拶 ◆

代表パートナー 弁護士 古川健太郎

当事務所は、本年4月、先代所長である故西川忠良先生が事務所を設立されてから40年目を迎えました。皆様方から日頃より格別のご高配を賜ることで事務所を継続できてきたことに改めて感謝申し上げます。私たちは、これからも、西川先生が目標とされていた、「気軽にご相談できる信頼ナンバーワンの事務所」を目指して精進してまいります。

今回は、高尾山薬王院の貫首である佐藤秀仁僧正に、高尾山の魅力や、祈るという行為の意味についてインタビューさせていただきました。久しぶりに高尾山に登ってみようかというお気持ちになっていただけたら幸いです。

靈氣満山 高尾山

～ 高尾山薬王院 貫首 佐藤 秀仁 僧正 へのインタビュー ～



古川

佐藤貫首には、東京八王子南ロータリークラブでいつも親しくしていただき、ありがとうございます。本日は高尾山について改めて伺わせていただきます。

まず、高尾山は一昨年、『靈氣満山 高尾山 ～人々の祈りが紡ぐ桑都物語～』として日本遺産に認定されていますが、どのようなことから「靈氣満山」という言葉が使われているのか教えていただけますか。

佐藤

靈氣満山とは、お山に神仏のお力が満ちていますよということです。こんなエピソードがあります。ここ高尾山薬王院の

先々代の住職である山本秀順大僧正という昭和の名僧の1人である御前様がいらっしゃいました。あるとき、その方が、朝5時半からのお護摩の際、本坊から石段を登って本堂に移動するのですが、前を歩いていた先代住職である大山御前様にこう言われたそうです。「大山、この杉に霧がかかることは、神仏のお力が目に見えて表れることなんだ」と。「それを靈氣満山という言葉で表すんだぞ」と、そういうふうには大山御前様は教わったそうです。

私も、朝一番にお護摩に行くとき山に霧が立ち込めていた際、大山御前様から、「これだよ」と言われました。私が「えっ」と聞き返したら、大山御前様は

御前にこういうふうに教わったんだ。神仏のお力に満ちた山を靈氣満山、そういう言葉で表すんだ」と仰しかったです。

巡り巡って日本遺産に認定される際のプレゼンのときに、靈山としての高尾山を言葉で表すとどうなのですかと聞かれたのですよ。その際、それは「靈氣満山」という言葉で表すのですよとの答えが私の口から出てきました。

古川

その言葉が自然に出てきたということなのですね。

佐藤

神仏のお力に満ちた山、高尾山。靈氣満山という。その言葉は高尚に聞こえるかもしれませんが、私たちの生活に即した言い回しですと、命の力に満ちた場所という意味なのです。

山という場所は色々な命が活発に活動している場所です。目に見えないような小さな虫も、鳥も、それから動物たちも、草木も、樹齢500年600年の大きな杉も、与えられた命というのを精いっぱい、何の文句も言わずに、争いごともせずに全うしている場所がこの高尾山なのです。そう考えると、皆さんが普段生活している場所とは少し違う高尾山の大自然の空気は、一生懸命に生きている色々な命の力の表れなのです。ですから私は、皆さんの呼吸で直接その生きる力を体や心に存分に取り込んでくださと呼びかけています。お山をお下りになって、自分の元の生活の場所に戻ったときに、必ずその命の力は生活の隅々に生きるはずですからと。



古川

きょうは雨上がりの霧がかかっている、これが靈氣なのですね。

佐藤

そうですね。きょうはまさしくそんな感じですよ。



古川

高尾山は街中と天気が違いますね。

佐藤

はい。朝晩気温は4度ぐらい低いです。ケーブルカーがすれ違う場所の辺りからだんだん変わってくるのです。例えば冬場は分かりやすく、あの辺まで雨だけどころからうっすらと白くなって、お寺に近づいてくるにつれて雪が積もっていて、お寺はもう本当に降雪状態。ふもとと全然違います。低い山ですけど、そういう気候になっていますね。

古川

ちょうど植物の境にもなっていると聞きました。

佐藤

はっきり分かれていますね、高尾山は山脈なのです。山脈のある一部を高尾山と言っているのです。ケーブルカーの上の駅を降りてお寺に向かっていく尾根道を進んでいくと、向かって左側が真南です。南ですから、常緑針葉樹、常に青々としているような杉ですとか松ですとかが生い茂っている。これに対して向かって右側は北斜面で、紅葉落葉樹であるモミジですとかカエデ、そういった草木が育ちやすい環境なのだそうです。

同じ山の中で、気候の分布がはっきりと分かれているというのはなかなか珍しい環境だそうです。そのため、

高尾山には様々な種類の草木が生息していて、おおよそ1万3000種類あると言われています。この数というのは、イギリスの国中にある植物の種類と大体同じなのだそうです。そうだとすると、高尾山はすごい場所ですね。ここにしかないスミレとか、そういう草木も結構あるそうです。

古川

やはり特別な条件がそろった場所なのでしょうね。

3、4年前に宿坊に泊まらせていただきましたが、朝帰るとき、まだほとんど人が登ってきてなくて、山の雰囲気がいつもと違って感じられました。鳥の音が大きく聞こえたり、草木が揺れる音が聞こえたりと、こういう雰囲気もいいなと感じました。

佐藤

そうですね。近頃、年間にして300万、400万の人が集まるようになり、世界で一番人が登ってくる山だと言われるようになっていきます。そうすると、「高尾山のお寺は修行どころじゃないな」とか、「霊山じゃないぞ」と言われたりもします。確かに昼間にはぎやかなのですが、朝晩は霊山に戻っていくのです。神仏おわします、そして、大自然の営みというものが肌で感じられるような、そんな風情になっていくのは、このお山の魅力の一つですね。

古川

高尾山のお薦めの時期や、場所を教えてくださいませんか。

佐藤

それはやはり朝です。春夏秋冬、全てにおいて朝のお勤めのときが、私は一番好きです。「やはり凄いんだなこの場所って」と感じます。くよくよしているときでも、お寺の大きな杉を見ていると、ふと思います。「大昔のモノクロの写真にも、この杉がこのまんま写っているよな」と。



古川

昔から変わらないのですか。

佐藤

年輪と違ってそんなに変わらないのです。100年前、200年前から杉は変わらないのに、人間はそっくり入れ替わっているのですよ。そう考えると、やっぱりすごいなと感じます。



また、朝といえば、時期的場所的には冬場のご来光です。特に冬至過ぎてから、どんどん太陽のエネルギーが、ばーっとまた盛り上がってくときに、ちょうどお正月を迎えるわけなのですけども、高尾山から仰ぐご来光というのは、やはりすごい力です。本堂の左脇から石段を登ると鳥居があるお社があるのですが、あの辺りから東の空を見るのが私は好きです。時間があるときはもう本当にじっと見ていると、薄暗いところから東の空がいろんな色になっていくのですよ。それこそ緑だったりとか黄色になったりとか、オレンジになったりとか。それではばーっと日が上がってくると、自然に頭が下がりますよ。本当にすごいなと思います。

面白いのが、1月1日の初日の出の時です。暗いときは山頂がにぎやかです。一杯やっている方もいますし、皆さんがやがやと日の出を待っているわけですよ。なんだこりゃっというぐらいの人混みなのですが、日の出が近づく6時を過ぎてくると、皆さんシーンと静かになってくるのですよ。東の空を一齐にずっと見ている。そして、空の色が変わっていつてご来光がわーっと上がってくると、みんなため息をつきながら手を合わせているのです。頭を下げている人もいます。でもそれって高尾山薬王院が真言宗のお寺だということは意識してないですよ。日本人の宗教観というのはまさにこれだなと思います。自然の大いなる営みに触れて感動を覚えたりとか、すごいなと思えたときの何ともいえない気持ち。そこで感謝したりとか、解決したいようなことを祈ってみるとか、そういった行動。ですから、あ



らゆる宗教が生み出された、神仏が生まれてきた根本の、その大自然の営みに、割と気軽に触れることのできる場所がこの高尾山です。

文化や科学がどんなに発展しても、変わることはない人間の部分というのは、唯一、その祈りの部分だと思っています。このお寺は奈良時代に始まったと言われています。その時代にお参りにみえた人と令和の今、お山に来て、なんかいいよねとか、ちょっとお参りしていこうか、あつ願いが叶うかと思って手を合わす人と、時空を超えても全く同じ。これはすごいことだと思います。

古川

日本遺産というのは、文化的なものを保存するというよりも、活用していこうという意味合いが強いということが紹介されていました。そういう意味では、霊気満山として、今後どういうふうに皆さんにご紹介できるのかということが重要ですね。

ところで、八王子商工会議所のビルの上に掲げられている看板の『心のふるさと祈りのお山』という言葉は、いつ頃から使われているのですか。

佐藤

先代の大山御前様がよくおっしゃっていました。

古川

『祈りのお山』というのは分かるのですが、『心のふるさと』というのはどのような意味合いなのでしょう。

佐藤

お参りを済まされた後の気持ちのことです。どこかほのぼのとした安心と、懐かしい喜びというのですか、子どもの頃に、例えばじいちゃん、ばあちゃん、両親に優しくしてもらったとき、お母さんに抱っこしてもらったような安心感、そのようなものをこのお山の中で得られるという意味です。

古川

それが『心のふるさと』ということなのですね。

佐藤

お参りの姿というのは、人間として一番崇高で美しい姿なのだと思います。それをさらけ出していくわけです。1人でお参りしている方もいれば、家族で来る方もいますが、皆さんその全ての姿をさらけ出している。それは本当にもう、ふるさとですよ、心のよりどころですね。それをもう少しかみ砕いて、大山御前様は『心のふるさと』と仰しゃったのではないかと思います。

古川

高尾山に登ったことはあっても、お護摩は体験したことがないという方が多くいらっしゃるの、私は、お護摩を体験していただくと、いつもの高尾山とちょっと違いますよとお勧めしています。



佐藤

薬王院のような場所に来ると、何ともいえない緊張感がありますよね。普段生活している場所とは少し違う空気、ぴりっとした空気の中で、凜と張り詰めた空間に身を置くと、自分の大切な心の部分というものを見つめることができるのです。自分と対峙するのでしょうか。マラソンなどもそうですね、だんだん自分との向き合いになっていくじゃないですか。ああいうことに似ているのではないかと思います。要は、護摩とか信仰とか参拝というと、少し窮屈にも聞こえがちだと思うのですが、本当はそういうことではなくて、まず神仏というものの徳を信じて、そして神仏というものに心のよりどころを定めてみる、お任せしてみる。そして、それによって自分自身の規律が生まれてくる。自分で立てた誓いというものを、こういう場所に祀られている神仏に対してお誓いすることによって、より堅固な自分の決心が生まれてくるのですよ。

ですから、自分の心というのは自分が一番見えないから、1回外に出してみる。外に出したものが実はここにある仏像なのです。そして、誓うわけですよ。お願いしているのだけれど、実は自分自身に言い聞かせているわけです。会社がうまくいきますように、よし、もうこれで大丈夫だ、あとはもう寝てようなどと言っていては始まらないですよ。そう言いつつも、さらに努力をしていくことによって、会社が繁栄に至っていくわけですから。ですから、高尾山にはもっと分かりやすく鏡が置いてあるのです。これは何かというと、昔は、鏡というのは神仏がおわします不思議な道具でした。でも、鏡はありのままを映し出す道具というか、物質ですよ。要は自分自身ですよ、気付かせるというか、悟らせるというか、徹底的に自己大事だということです。

普段生活している場所とは違う空間に身を置いて、仏像や鏡を見つめる。そうすることで、自分自身に覚悟が生まれるのだということです。

古川

そうすると、『祈りのお山』には、自分自身と向き合うということが含まれるということですか。

佐藤

そうですね、はい。

古川

そもそも祈りというのは、どういう行為なのでしょう。

佐藤

分かりやすく言えば、目に見えない尊い存在にすがるとのことですよ。それで自分の気持ちを伝えていくという行いではないでしょうか。そうすることによって自分の一番素直な気持ちが出てくるわけですから。神仏の前では、かつこつめたこと言いませんし飾らないのですよ。例えば、お金に困っているから弁護士に相談したい、でもさすがにここまでは言えないよな、とかあるじゃないですか。親にも言えないしなとか。でも神仏でしたら全てをさらけ出せるわけですよ。そういう感じです。自分の全てをさらけ出して、一番素直な気持ちになって、思い、願う行為。それが祈りになっていくということなのだと思います。

古川

今世の中が、コロナも含めて少し窮屈なことが多くなっていて、それぞれがストレスを抱えている中で、逃げ場があまりないという気がしています。その中で、祈れる場所があると、少し気持ちが軽くなるでしょうし、救われる部分があるのかなと思っています。

次に、貫首としての今後の取り組みについてお考えを教えてください。

佐藤

これはあまり人に言うことではないし、こうでなきゃということでもないのですけれども、私自身はもともと山の中で修行をする山伏を志してまして、その中で実修実証という言葉があります。実際に修行したことを今度は社会に証明しなければならないということです。例えば、私たちはこの高尾山や富士山や霊山といわれるような山に、自分の足で実際に登るのです。ほら貝を担いで修験者の格好をして、長いときには1日15時間、16時間。未明から日没まで歩いて行ったりとか、高尾山から富士山頂上まで歩いたりとか、歩くという作業の中で、神仏を体感しろということです。山全体が仏様の体なのだよ、だから山の中の自然現象全てが仏様の教えであり、仏の真実の姿だ。こんな小さなスミレだって仏なのだよ、そこから得るものがあるのだというような気持ちで歩いていくのです。修行して山から下りてきたときには、ああ、いい修行をしたな、もうこれでいいやで終わりはありません。自分がその修行をして得た喜びや学んだこと、感じたことを、今度は実際に自分の人格に表せるように努力をして、そこから世に証明しなさいというのが実修実証です。

分かりやすく言うと、修行をしている人はやはり違うよね、あの人のそばに行くと安心するよねとか、あの人の言っていることは確かだよな、励みになるねとか、優しいねとか、そういうような人格に表せるように努力しなさいという、そういう言葉があるのです。自分だけに留めておくのは食い逃げだということです。

古川

自分だけ良いところを取っている。

佐藤

そうです。でも、そうではなくて、今度はそれを証明しなさいということです。ですから私としては、自分の生き様で修行の成果を証明してきたつもりです。

古川

世に示すということですね。

佐藤

はい。それはなかなか時間もかかるし、自分で言っていたらおこがましいことなですけれど、でもそういうつもりで精進をしているのですよ。でも、もっと分かりやすく言うと、見せていきたいなと思います。先ほどお護摩を色々な人に広めたいと言っていたのですけれど、本当にそのとおりなのです。あのお堂の中ですごいことやっているのに意外と世に知られてない。

古川

何気なく通り過ぎてしまっていますよね。

佐藤

そうです。お札の受付があるけれど、あれは特別な信者だけだと思われるのかもしれない。でもそうではなくて、実は誰でも分け隔てなくお参りできるのです。そういった部分をPRしたいと考えて、今計画しているのは、モニターでお護摩の様子を各所に提示して、こんなことやってますと、最後テロップでどなたでもお参りできますよ、一番安いお札で3000円からですよというのを、分かりやすく示していくことです。今の時代に応じた形でPRしていきたいです。

あと、先代の大山御前様が、「山の上だけでワーワーやっているだけではよくないよな」、「やっぱり街中から盛り上がっていかないと」とよくおっしゃっていました。私もそれは同感なので、山から街中になるべく出たいと思っています。その良い例が昨年、八王子商工会議所のわくわくフェアで、日本遺産の構成文化財である木やりの頭衆と芸妓さんと薬王院の私たちで行列をしました。そして、小田原ビル前の横山町公園で護摩をやりました。そうしたら、来ていた方は八王子の方がほとんどなのですが、初めて見たということでした。数千人集まった中心市街地のど真ん中で火をぶわっと燃やし

たところ、それがなかなか好評でした。ああやって見せていかなければ分からないよなと感じました。ですから、今はSNSも活用していて、Instagramも始めています。YouTubeはまだ準備中というか、構想中です。そういう今の時代に即したアプローチの仕方を考えています。

あとは直接、自分が出向いて、どんな小さな集まりでも行って、高尾山の話をして欲しいと言われたときに、お山というのはこうですよと直接呼びかけていこうと考えています。今は体力もありますし、フットワークもまだまだ軽いですから、そういうことをしていきたいですね。私という住職を介して高尾山のことをもっと身近に感じたり、親しみを持ってもらえたら嬉しいです。

古川

今日は色々なことを教えていただき、ありがとうございました。

(下山した際、気持ちが非常にすっきりしていました。)

略 歴

大本山高尾山薬王院中興第三十三世貫首

佐藤秀仁 僧正



1990年、大本山成田山勸学院を卒業し、同年、高尾山薬王院に入山。

その後、教務部長や執事を歴任し、令和2年12月に貫首に就任。

ロータリークラブへの所属やメディアへの登場などで、市民の間では親しみのある存在である。

公益通報者保護法 とは？

弁護士 真野 文 恵



1 公益通報者保護法とは？

(1) 制度の成り立ち

事業者による一定の違法行為などを、労働者等が組織内の通報窓口や、しかるべき機関に通報することを「公益通報」といいます。

公益通報制度は、組織の違法行為を明るみに出すことによって、その是正を促し、消費者や社会に利益をもたらすとして定められた制度です。

しかし一方、通報者は、通報したことによって、事業者から解雇や降格などの不利益な取扱いを受ける恐れがあります。

そこで、不正の目的でなく通報を行った労働者等を保護するとともに、国民の生命、身体、財産などを保護するために「公益通報者保護法」が平成16年に成立・公布され、平成18年4月1日に施行されました。

(2) 公益通報者保護法の改正

同法の施行後も、公益通報者の保護が十分に図られていない事案が絶えませんでした。

そこで、令和2年、事業者における公益通報への適切な対応を確保し、公益通報者の保護が図られるよう改正がなされ、この改正法が令和4年6月1日に施行されました。

2 どんな通報が「公益通報」になるの？

①「誰が」(通報の主体)

◆企業などの「労働者等」であること

「労働者」には、正社員、派遣労働者、アルバイト、パートタイマー等が含まれます。

令和4年6月1日以降は、「退職者」、つまり勤務先を退職してから1年以内の退職者や、派遣先での勤務終了から1年以内の退職者も含まれるようになりました。

②「どのような事実について」(通報対象事実)

「対象となる法律」に違反する「犯罪行為」若しくは「過料対象行為」、又は「最終的に刑罰若しくは過料につながる行為」です。

◆「対象となる法律」とは

国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法律として公益通報者保護法や政令で定められた法律を言います。

現在、対象となる法律は、約500本の法律で、例えば、食品衛生法、道路運送車両法、金融商品取引法、廃棄物処理法、個人情報保護法等です。

◆「犯罪行為」の例

有害物質が含まれる食品を販売すること(「食品衛生法」違反)

◆「過料対象行為」の例

道路運送車両法で規制されている自動車会社が無資格者による完成検査を行うこと(「道路運送車両法」違反)

◆「最終的に刑罰若しくは過料につながる行為」の例

食品表示法の表示基準違反、指示違反

これらの行為に対し直接刑罰が科されることはありませんが、違反を続けると最終的に刑罰が科されます。

③「不正の目的でないこと」が必要(通報の目的)

④「どこに通報するか」(通報先)

通報先は、次の3つが定められています。3つには優先順位があるわけではなく、自分の通報したい先に通報することができますが、3つはそれぞれ公益通報として保護される要件が異なります。

通報先	定義	保護要件
ア 事業者内部	役務提供先または役務提供先があらかじめ定めた者	通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずること
イ 権限を有する行政機関	通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関	以下 1) 又は 2) のいずれかの要件を満たす場合 1) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があること 2) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があること、かつ、次の事項を記載した書面を提出すること ●通報者の氏名又は名称、住所又は居所 ●通報対象事実の内容 ●通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずる理由 ●通報対象事実について法令に基づく措置その他適当な措置が取られるべきと信ずる理由
ウ その他の事業者外部	その者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生又はこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者 例)報道機関、消費者団体等	通用対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由があり、かつ、1)～6) のいずれか1つに該当すること 1) ア・イに定める公益通報をすれば、解雇その他の不利益な取り扱いを受けると信ずるに足りる相当の理由があること 2) アに公益通報すれば、通報対象事実に係る証拠が隠滅され、偽造され、又は変造される恐れがあると信ずるに足りる相当の理由があること 3) アに公益通報すれば、役務提供先が通報者について知り得た事項を、通報者を特定させるものであると知りながら、正当な理由がなくて漏らすと信ずるに足りる相当の理由があること 4) 役務提供先からア又はイに定める公益通報をしないことを正当な理由がなくて要求されたこと 5) 書面によりアに公益通報した日から20日を経過しても、通報対象事実について、当該役務提供先等から調査を行う旨の通知がない場合又は当該役務提供先等が正当な理由がなくて調査を行わないこと 6) 個人の生命若しくは身体に対する危害又は個人(事業を行う場合におけるものを除く。)の財産に対する損害(回復することができない損害又は著しく多数の個人における多額の損害であつて、通報対象事実を直接の原因とするものに限る。)が発生し、又は発生する急迫した危険があると信ずるに足りる相当の理由があること

3 通報者は、どのように保護されるの？ (保護要件を満たす場合)

- 公益通報をしたことを理由として事業者が公益通報者に対して行った解雇や不利益な取り扱いをすることは禁止されます。
「不利益な取り扱い」の例：降格、減給、訓告、自宅待機命令等。
- 公益通報をしたことを理由として事業者が公益通報者に対し損害賠償を請求することはできません。

*公益通報者保護法の保護の対象とならない通報については、上記の保護の対象とはなりませんが、労働契約法などの他の法令等の中で通報者が保護されるか否かが判断されます。

従って、公益通報者保護法の保護の対象とならない通報であっても、他の法令によって通報者が保護される場合があります。

4 事業者には、どんな意義があるの？

令和4年6月1日から、常時働いている労働者の数が300人を超える事業者は、この法律に基づく「内部公益通報対応体制」の仕組みを整備し、これを適切に運用することが義務付けられました。常時働いている労働者の数が300人以下の事業者については、努力義務となりました。

「内部公益通報対応体制」とは、組織内の従業員などから通報を受け付け、通報者の保護を図りながら、適切な調査や是正、再発防止策などを行う事業者内のしくみをいいます。具体的には、通報窓口を設置したり、内部規程を整備・運用したりすること等です。

公益通報制度は、事業者自身が違法行為を早期に把握し、自浄作用を発揮させることにより、違法行為の是正を図ることが可能になるという意味で、事業者にとっても意義がある制度であるということがいえます。

従業員が開発した新製品、 その権利は誰のもの？

～職務発明～

● 弁護士 中 島 麻 子 ●

ーある日のひまわり株式会社ー

従業員の「社長！ついに新製品の開発に成功
佐藤さん しました！」

社 長 「佐藤さん、でかした！苦節7年よくがんばったね。この開発に社運をかけた甲斐があったよ。どんどん売っていきな！それから、この新製品の製造方法では特許をとれるかもしれないね」

佐藤さん 「そうですね、まったく新しい技術で製造していますからね。発明ですよ」

さて、このとき、特許出願できるのは、ひまわり(株)と佐藤さん、どちらでしょう？

1 職務発明とは

発明をしたとき、その発明について特許出願して特許権を得れば、当該発明を一定期間独占することができます。

特許出願をする権利(特許を受ける権利)は、原則として発明者に帰属するものとされています(特許法29条1項)。企業内で、従業員がその職務に従事する中で発明をした場合、この発明を職務発明といいますが、職務発明における特許を受ける権利も、原則として当該従業員(上の例では佐藤さん)に帰属します。発明がなされるにあたって、企業が整備する施設設備が利用されていたとしても、発明をした従業員から特許を受ける権利を譲り受けなければ、企業が出願

人となって特許出願することはできないこととなります。従業員が職務発明について特許出願して特許権を得た場合であっても、会社は当該職務発明を無償で実施することはできます。しかし、従業員がそのまま退職してライバル企業とライセンス契約をすることを、特許法上は阻止することができません。

2020年の特許出願のうち、97%は法人による出願です(※1)。従業員による発明について、特許を受ける権利を円滑に取得することは、企業にとって重要であるといえます。

そこで、特許法は、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員(以下まとめて「従業者等」といいます)がした職務発明について、契約等においてあらかじめ企業、大学、官公庁等の使用者(以下まとめて「使用者等」といいます)に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利はその発生時から使用者等に帰属し、従業者等は相当の金銭その他の経済上の利益を受けると規定しています(特許法35条3項、4項)。

このように職務発明制度は、一方で、使用者等が、組織として研究開発に積極的な投資を行い、研究開発活動を進め得るよう、特許を受ける権利の円滑な取得を図るとともに、他方で、発明の直接的な担い手である個々の従業員等が使用者等から相当の利益を受け得るようにすることにより、発明のインセンティブを喚起しようとするものです。

2 職務発明の要件

職務発明とは、(1)従業者等が、(2)その性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、(3)その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明をいいます。

(1)従業者等による発明であること

従業者等とは、労働を提供して報酬を受ける者とされ、常勤・非常勤の別は問いません。

(2)使用者等の業務範囲に属すること

使用者等の業務範囲が否かについては、定款の事業目的に記載されているか否かではなく、具体的な事業活動から判断されます。

(3) 従業者等の現在または過去の職務に属すること

「職務」とは、従業者等が使用者等の指示に従って行う業務で、具体的に指示命令を受けた場合を意味するのはもちろん、当該職務発明から判断して当該発明をなすことが当然に予定・期待される場合も、職務に属すると認められます。

「過去の」職務に属する場合も含むので、同一企業内における転任前の職務に属する発明を転任後にした場合、発明後に退職している場合も職務発明に含まれます。

3 契約、勤務規則その他の定め

上記の要件を満たす職務発明について、契約、勤務規則その他の定め(以下「契約等」といいます)においてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は、その発生時から当該使用者等に帰属するものとされています(特許法35条3項)。

この場合、使用者等は自ら出願人となって特許出願をすることができます。

4 相当の利益

使用者等が、職務発明について、契約等により特許を受ける権利を取得した場合、従業者等は、相当の利益を受ける権利を取得します(特許法35条4項)。

「相当の利益」は、金銭に限定せず金銭以外の経済上の利益を与えることも含みます。発明者個人の利益を守りつつ、企業に柔軟なインセンティブ施策を講じることが可能とするためです。また、「相当の利益」は特許を受ける権利の売買代金ではありませんし、客観

的な市場価値と考える必要もありません。

契約等において相当の利益について定める場合には、

- ① 相当の利益の内容を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況
- ② 策定された当該基準の開示の状況
- ③ 相当の利益の内容の決定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況

等を考慮して、その定めたところにより相当の利益を与えることが不合理であると認められるものであってはならないとされます(同5項)。

上記①～③の考慮要素については、経済産業省からガイドラインが発表されています(※2)。

5 万が一、もめたとき

従業者等が発明をしたけれど相当の利益について会社が何も定めていない場合や、その定めたところにより相当の利益を与えることが不合理であると従業者等が主張する場合、使用者等は該当従業者等と個別に交渉することになります。交渉で合意できなければ裁判になる可能性もあります。

裁判になった場合、裁判所は、相当の利益の内容については、その発明により使用者等が受けるべき利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならないとされます(同7項)。

貴社において、発明規程等の制定、改正をご検討される場合は、ぜひご相談ください。

※1 「8. 出願人別(個人・法人・官庁別)出願件数表」特許行政年次報告書 2021年版

<https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2021/document/index/0208.pdf>

※2 「特許法第35条第6項の指針(ガイドライン)」平成28年4月22日経済産業省告示第131号

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/shokumu/document/shokumu_guideline/guideline_02.pdf

◆ ご挨拶 ◆

本年4月より、八王子ひまわり法律事務所で執務をしています鶴田彬光(つた あきみつ)と申します。

弁護士登録をして12年目になりました。



はじめに

私は、昭和59年に八王子市の由木に生まれ、10歳の時に多摩市に転居してからは、司法試験に合格するまでの間を多摩市で過ごしてまいりました。

ご依頼いただく前に、できる限り、的確な見通しをお伝えできるように心がけて仕事をしております。

茨城県 水戸市での勤務

司法試験に合格した後、司法修習生として茨城県の水戸市で研修をすることになったのをきっかけに、そのまま水戸の法律事務所で6年間勤務をしました。

修行をさせてもらった事務所では、地元中小企業の皆様からのご相談を中心に幅広い事件に触れる機会に恵まれました。特に、当時は労働事件を中心に、交通事故などの損害賠償事件、そして投資被害、欠陥住宅といった消費者被害事件に力を入れておりました。

また、茨城県は都道府県魅力ランキング最下位などと揶揄されますが、水戸は偕楽園、仙波湖を中心とした名勝に加え、個性的な展覧会に定評のある水戸芸術館があり、なにより良い飲み屋が多いという素晴らしい場所でした。

さらに水戸から少し足をのばせば、日立、大洗、笠間

など面白い場所も多くあり、特に、海が見える駅として有名な日立駅のガラス張りの駅舎は、一見の価値があります。駅から海を臨めば、岡倉天心が北茨城に日本美術院を移設し、同地が横山大観ら巨匠の制作の拠点となったことにも納得です。

さて、茨城ではそのように楽しく過ごしており、地元の方にも、鶴田の茨城弁はネイティブといって差し支えないとお墨付きをいただくほどに馴染んでおりましたが、東京で仕事をする妻と別れて暮らしていたといった事情もあり、生家のある多摩市で市役所が弁護士を募集していることを知って、思い切って多摩へと戻ってまいりました。



● 日立の海 ●

多摩市役所での勤務

多摩市役所では、弁護士資格を持った職員として、広く市の法的課題に取り組んでまいりました。実際に入庁するまでは、市役所というのは四角四面の堅苦しいところだと思っていたのですが、いざ働きはじめてみると、答えのない先進的な問題も多く、楽しく仕事ができました。

たとえば、公園管理について、これまでは公園は行政の管理する「公」の場であるとされ、民間が関与する場面は限定的でした。しかし、他方で多くの公園が老朽化し、陳腐化している現実があります。そこで、公園内に民間の施設(例えば、カフェやスポーツ施設、保育園など)を誘致し、現代のニーズにあった利便性を高めるとともに、その収益の一部を公園整備にあてる

取り組み(パークPFI)が盛んになっています。

人口減少が進むなか、自治体が、これまでどおりの規模で公共施設を維持していくことは不可能です。この難局を乗り越えるには、市民、地元企業を主体とするまちづくりへとシフトしていく必要があります。自治体による均質化したサービスと違い、多少でこぼこしていても、それが個性となって、まちの魅力が生まれていくのだと思います。

そのような官民連携の取り組みは、ますます活発になっていくべき分野であると考え、効果的な事業者選定のありかたや、契約手法について特に興味をもって仕事をしていました。

多摩市役所での5年の任期を満了するにあたり、今後多摩地域に根差した弁護士でありたいという気持ちが強くなり、開業について模索をしていたところ、ご縁があって弁護士法人ひまわりパートナーズに加えていただくことになりました。

趣味

毎朝コーヒー豆を挽いて、ドリップするのを日課にしています。妻には、朝の忙しい時間に何をしているのかと呆れられていますが、忙しい時ほどルーティーンが必要なのだと言い訳をし、さほど美味しくもない我流のコーヒーを淹れています。

また、自他ともに認める子ども嫌いであった私ですが、



●多摩動物公園で長男と●

長男が生まれてまもなく2年になり、すっかり子どもが生活の中心になってしまいました。

最近では、不思議と、よその子供まで可愛く見えるようになり、「親になってみなければ分からないことがあるのだなあ」と感慨深く感じています。

親としては、まさに駆け出しの私です。これから、まだまだ難しいことがあると聞いております。是非、先輩の皆様にご助言をいただきたく存じます。



●アートパークとして有名なモエレ沼公園●

おわりに

ご依頼者様とお話していると、『今後は、なるべく弁護士先生の御厄介にならないように気を付けます』と言われる方がいらっしゃいます。しかし、それは弁護士にとっては寂しいことです。

確かに、弁護士といえますと、「トラブルが解決できず、行き着く先」というイメージがありますが、私は「トラブルになる前に」紛争の芽を摘むことができれば、それが最善であるという考えのもとで仕事をしております。

そのためには、気軽にご相談いただけることが何より大切です。気になることがあったときに、一番にご相談いただける弁護士になれるよう研鑽を積んでまいり所存です。

何卒、ご指導、ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

◆ ご挨拶 ◆

本年4月付けで小金井ひまわり法律事務所に入所いたしました 和田 邦政(わだ くにまさ)と申します。

新人とはいえ、社会人経験を経て弁護士になったため、いい年をした大人でございます。

このような機会を設けさせていただき大変うれしく思います。



小学校・中学校

生まれは長野県長野市で、市街地から車で40分ほど離れた緑豊かな松代町という城下町で育ちました。

小学校の頃は、野球やスキーに熱中し、活発な少年時代を過ごしました。

中学校の頃は、バレーボール部に入部しました。実は、当初は野球部に入部しようと考えていましたが、当時は「全員坊主(五厘刈り)」という決まりがあり、思春期ながらに坊主頭に抵抗を感じてしまい断念しました。

バレー部は弱小校でしたが、私の入部と同時に顧問の先生が変わり、恐ろしく厳しい練習に耐える日々が始まりました。その甲斐があつてか、3年生の時には、「長野市周辺では敵なし」となるほど強豪校になりました(ちなみに、チームが強くなるとともに私の髪の毛も短くなり、最終的には坊主になっていました。)

高校・大学

長野県立屋代高等学校に進学後も、バレー班に入り、バレー漬けの生活を送りました(長野県では、部活動を「班」活動という高校が多いです。)

高校では、チーム内で一番身長が低かったため、ポジションはアタッカーからセッターに変わりました。相手

チームの状況を見ながら攻撃を組み立てるセッターを経験したことにより、「常に周囲の状況を判断し行動する力」を鍛えることができました。

この経験は、私のその後の人生に大きく影響を与えました。また、班訓であった『凡事徹底』は私の人生の礎であり好きな言葉です。

明治大学法学部への進学を機に、初めての都会、初めての一人暮らしを始めました。そのため、すっかり浮かれてしまった私は、キャンパスの雰囲気も重なり、明大生のお手本のような生活を送っていました。

勉強よりも友人関係の構築に精を出した4年間でしたが、学生時代に培った友人関係は私の財産です。

裁判所に入所・そして弁護士へ

大学卒業後は、東京高等裁判所 刑事部 事務官として裁判所に入所しました。そして、長野地方裁判所伊那支部において、書記官としてのキャリアをスタートさせ、その後は東京の裁判所で、主に「民事事件」を担当していました。

弁護士を目指すきっかけは、書記官として伊那支部に勤務していた頃、弁護士の方とお話させていただく機会があったことです。その弁護士の考えに強い衝撃を受け、私も弁護士になりたいと思うようになりました。

仕事・子育てと忙しい中でしたが、家族の理解もあり、成蹊大学法科大学院(夜間コース)に通い、何とか司法試験に合格し、現在に至ります。



●星のや 竹富島●

目指す弁護士像

私は、弁護士の仕事は「決して華やかなものではなく、主役であるご依頼者様に寄り添う脇役のようなもの」だと思っています。主役であるご依頼者様の人生が光輝けるものとなるよう、最善を尽くす。そんな「名」脇役でありたいと思っています。

そのために、日頃から、当たり前のことを当たり前になし、目指すべき弁護士像に少しでも近づけるように努力し続けたいと思います。

書記官時代に、「弁護士は敷居が高く、気軽に相談できない」といった趣旨のお話をされる当事者を数多く見てきました。そのため、どんな些細なことでも気軽に相談いただける弁護士でありたいとも思っています。

また、特に注力したいと考えているのは、多くの方の生活に密着する「民事事件」「家事事件」はもちろんのこと、「債務整理」「破産」等の分野です。

そして、弁護士を目指すキッカケとなった「少年事件」についても、特に取り組みたいと考えています。

趣味など

大学時代に初めて沖縄に行き、その独特の雰囲気魅了され、すっかり虜になってしまいました。本島離島問わず沖縄は本当に素晴らしいです。

コロナ禍前は、夏休みに毎年沖縄に行くことが我が家の恒例行事でした。一番下の子(3歳児)はまだ沖縄に行ったことがないので、早く連れて行って、私と同様沖縄の虜にさせてあげたいと思っています。

また、最近中年太りが顕著になってきたため、ジムに通い始めました。まだまだ筋トレのやり方がよく分からず、無駄なトレーニングをしておりますが、来年の今頃には、某コマーシャルのように「劇的なビフォーアフター」をお披露目することが出来ればと、目下トレーニングに励んでいます。

おわりに

当事務所に入所してから数か月が経ちました。書記官をしていたこともあり「相談などは何とかなるのでは」と淡い期待をしていたのですが、その期待はもう崩れました。“弁護士として”ご依頼者様のお話から悩み事を的確に把握し、解決策をご提案することの難しさを感じています。その一方で、弁護士の職責の重さとやりがいを改めて痛感しているところです。

私が今こうして弁護士として着実に歩みを始めることができてるのは、妻や家族はもちろん、古川代表をはじめとする事務所の先輩弁護士の皆様、事務局の皆様など様々な方の支えがあるからだと思っています。

その気持ちを忘れずに、一日でも早くご依頼者様のお力となれるよう日々邁進していく所存です。

今後とも、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。



●竹富島●

* 事務所ホームページ URL:<https://himawari-lpc.com/>

* ブログも是非ご覧ください。



〒192-0046

東京都八王子市明神町2丁目27番6号
文秀ビル5階

●京王線「京王八王子駅」から徒歩1分

●JR「八王子駅」から徒歩5分

TEL: 042-646-2468 FAX: 042-643-2451

- 弁護士: 古川 健太郎
- 弁護士: 大山 晃平
- 弁護士: 鶴田 彬光
- 弁護士: 真野 祥一
- 弁護士: 中島 麻子
- 弁護士: 遠山 雄大
- 弁護士: 森 克広



〒184-0004

東京都小金井市本町6-2-30
SOCOLA(ソコラ)武蔵小金井クロス3階

●JR中央線「武蔵小金井駅」から徒歩3分

TEL: 042-401-2727 FAX: 042-401-2563

- 弁護士: 真野 文恵
- 弁護士: 石井 廣子
- 弁護士: 和田 邦政

◆◆◆ 事務局たより ◆◆◆

* お鍋の楽しみ *

お鍋のおいしい季節になりました。我が家ではこの時期、野菜がたっぷりとれ、準備も楽なので、週に1度は登場します。

鶏団子鍋、トマト鍋、みぞれ鍋……何味にするかはさておき、我が家では、その後のめに何を入れるか！を考えるのが楽しく毎回お鍋を楽しんでいます。

トマト鍋ならパスタにしてもよし、ご飯とチーズを入れてリゾットにしてもよし、鶏だしなら、ご飯を入れて雑炊、うどん。考えているだけで楽しくなってきました。(笑)
いろいろとバリエーションがある中で我が家のダントツ第1位はチャンポン麺です。

つつい食べ過ぎてしまいますが、適度に運動しつつ週1 お鍋をこれからも楽しみたいと思います。

